保育短時間認定を受けた保護者のみなさまへ

保育短時間利用認定を受けた方であっても、以下のように一定の条件に該当する方で、希望される場合には保育標準時間認定を受けられる場合があります!

1 特例措置

(1) 特例措置の条件

下記①か②のいずれかに該当する場合

- ① 週3日以上又は月12日以上、1日につき7時間以上就労等する場合
- ② 週3日以上又は月12日以上、就労等の開始・終了時刻のどちらか又は双方が、次のいずれかに該当する場合

保育短時間の時間帯	8:00~16:00	8:30~16:30	9:00~17:00	
	の施設	の施設	の施設	
就労等の開始時刻	8:30 以前	9:00 以前	9:30以前	
就労等の終了時刻	15:30 以降	16:00 以降	16:30 以降	

- ※ 就労に残業時間は含みません。
- ※ 保育園等への送迎の時間を一定程度考慮して時間を設定しています。
- ※ 求職活動及び育児休業中の継続利用の場合、特例措置は適用になりません。

(2) 認定手続き

- ○保護者は上記①②の要件を満たしており、保育短時間認定から保育標準時間認 定へ変更したい方は、お住まいの区の保健センターに手続きが必要です。
- ○手続きに当たっては、同封の申出書のほか、新たに勤務先や通学先から要件 に該当することを確認できる証明書の提出が必要となる場合がありますので、 必ず事前にご相談ください。
- ○保育短時間の時間帯の異なる施設に転園した場合、特例措置に該当しなくな る場合があります。
- ○27年4月からの変更を希望する場合には27年3月末日までに保健センターへ の申請が必要です。
- ○27年4月以降の申請については、申出書の受理日の翌月1日から変更します。

2 在園児の経過措置

(1) 経過措置の条件

制度移行時点で就労時間が 120 時間に満たない場合であっても、新制度開始前から保育所・小規模保育事業(保育ママは除く)に入所しており、引き続き入所する児童については、退所した場合を除き、<u>卒園まで保育標準時間認定を受ける</u>ことが可能です。(市内で保育所等に転園した場合も継続されます。)

なお、27年4月1日以降に入園した在園児の兄弟・姉妹は、経過措置の対象と はなりません。(上記1の特例措置に該当する場合は保育標準時間認定が可能)

(2) 適用手続き

- ○27年3月中は、お住まいの区の保健センターに電話等で申し出ることで4月からの標準時間認定となります。(申請書の提出は不要です。)
- ○27 年4月以降も 27 年度中は申請書により変更を受け付けますが、変更申請 の受理日の翌月1日からの変更となります。
- ○なお、平成28年度以降は変更申請できませんので、変更したい方は、平成27年度中に手続きをしてください。

【お問い合わせ先】※受付時間:平日(土曜・祝日を除く)午前8時45分から午後5時15分まで

中央保健センター	(南 3 西 11)	511-7224	豊平保健センター	(平岸 6-10)	822-2473
北保健センター	(北25西6)	757-2563	清田保健センター	(平岡 1-1)	889-2051
東保健センター	(北10東7)	711-3214	南保健センター	(真駒内幸町1)	522-5780
白石保健センター	(本郷通3北)	861-0336	西保健センター	(琴似 2-7)	621-4242
厚別保健センター	(厚別中央 1-5)	895-2499	手稲保健センター	(前田 1-11)	681-1211

※北保健センターの住所は2月末日までは札幌サンプラザ(北24西5)内となります。

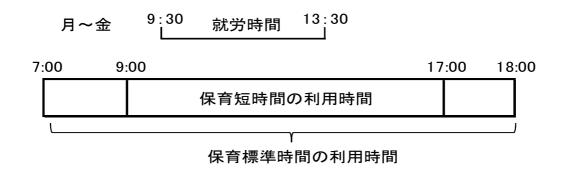
【特例措置の適用事例】

例1) 1日の就労時間7時間(勤務開始時間9:00、終了時間16:00)、週4日勤務の場合

月の就労時間は112時間のため、短時間認定が原則だが、週に3日以上7時間就労しているため、保育標準時間認定(7:00~18:00まで利用可)とすることができる。(施設における保育短時間の利用時間は関係ありません。)

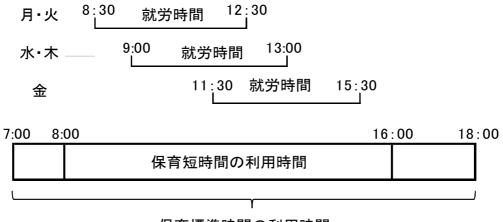
例 2) 1 日の就労時間 4 時間 (9:30~13:30)、週 5 日勤務の方が、保育短時間の利用時間 帯が9:00~17:00の施設を利用している場合

月の就労時間は80時間のため、短時間認定が原則だが、9:30以前の就労開始が週に3日以上あるため、保育標準時間認定(7:00~18:00まで利用可)とすることができる。



例3) 1日の就労時間4時間、週5日のシフト勤務の方が、保育短時間の利用時間帯が 8:00~16:00の施設を利用した場合

月の就労時間は80時間のため短時間認定が原則だが、シフト勤務のため保育短時間の利用時間が8:00から16:00の園では、特例基準に該当する就労時間が週3日 (水・木曜日は該当しない)あるので、保育標準時間認定(7:00~18:00まで利用可)とすることができる。



保育標準時間の利用時間